

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和5年(2023年)11月24日付け令5〇〇第138号で行った保有個人情報開示請求の部分開示決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 保有個人情報の開示請求

審査請求人は、令和5年(2023年)10月11日付けで実施機関に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第76条第1項の規定により、「私、〇〇の家庭のことで、他の生徒が学校へ相談してから、学校が児童相談所へ通告し、一時保護されるまでに至った、私に係る一切の記録」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る個人情報が記録された公文書として「〇〇について」及び「相談の記録」（以下「本件公文書」という。）を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、上記2の文書について、令和5年（2023年）11月24日付けで、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年（2023年）12月5日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分の取消しを求めるといものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 法第78条第1項について

(1) 法第78条第1項第1号について

法第78条第1項第1号は、開示請求者の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるものは、不開示情報になると規定している。

これは、開示請求制度は、本人に対して当該本人に関する保有個人情報を開示するものであり、通例は本人の権利利益を害するおそれはないものと考えられるが、開示が必ずしも本人の利益にならない場合には当該情報を不開示とすることとされており、例えば、児童虐待の告発等の児童本人に関する情報を親が法定代理人として開示請求する場合において、開示することで児童虐待の悪化等をもたらすことが予見される場合などが考えられる。

(2) 法第78条第1項第2号について

法第78条第1項第2号は、「開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものも含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は不開示情報として規定しながらも、同号ただし書において、「イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報」、「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については除く旨を規定している。

(3) 法第78条第1項第6号について

法第78条第1項第6号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものは、不開示情報になると規定している。

これは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の事務又は事業について、意思決定が行われる場合に、その決定に至るまでの過程において、様々な審議、検討又は協議が行われており、これらの各段階において行われる審議等に関連して作成され、又は取得された情報について、開示することによる適正な意思形成の確保等への支障が、看過し得ない程度に「不当」なものである場合に、不開

示とすることを認めているものである。

ここでの予想される支障が「不当」なものかどうかは、当該情報の性質に照らし、開示することによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量して判断することとされている。

一方で、審議、検討又は協議に関する情報については、意思決定が行われた後は、一般的には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなることから、本号の不開示情報に該当する場合は少なくなるものと考えられるが、当該意思決定が全体として一つの政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる等、審議等の過程が重層的、連続的な場合には、当該意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して本号に該当するかどうかの検討が必要である。

また、審議等が終了し、意思決定が行われた後であっても、当該審議等に関する情報が開示されると、国民の間に混乱を生じさせたり、将来予定されている同種の審議等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあれば、本号に該当しうる。

(4) 法第78条第1項第7号について

法第78条第1項第7号は、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は不開示情報になるとし、事務の目的、その目的達成のための手法等に照らして将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものは不開示情報に該当し得ると解されている。

2 本件処分の妥当性について

本審査請求では、実施機関が特定した本件公文書について、法第78条第1項第1号、第2号、第6号及び第7号を理由に本件処分を行っていることから、それぞれの不開示の妥当性について検討する。

(1) 法第78条第1項第1号該当性について

審査会が、インカメラ審理により本件公文書の不開示とした箇所を見分したところ、学校への相談日付、審査請求人から聞き取った虐待についての学校職員等とのやりとりの情報が記載されていることを確認した。

不開示とした箇所については、審査請求人が主張するように自分自身が知り得る内容が含まれているといえ、開示・不開示の判断に当たっては審査請求人の利益を最大限に尊重すべきであるともいえる。

しかし、一方で開示請求当時、審査請求人は両親と同居していたことから、開示決定について両親が知るところとなり、開示の内容について本人限りとならない可能性が否定できない。

また、上記第4による実施機関の説明によると、本件審査請求の際にも保護者が同席し、請求内容を記載していること、職員の質問に保護者が回答するといった状況であったことから、開示により、両親にとって不都合な事実が発覚した場

合、審査請求人と両親との関係の悪化をもたらすことが否定できず、審査請求人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあることから、法第78条第1項第1号による不開示は妥当であると言わざるを得ない。

(2) 法第78条第1項第2号該当性について

審査会が、インカメラ審理により本件公文書の不開示とした箇所を見分したところ、審査請求人以外の生徒の氏名や当該生徒と学校職員との具体的なやりとり、また、本件請求とは関係のない生徒の情報が記載されていることを確認した。

これらの情報は、法第78条第1項第2号に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であり、かつ、同号イからハまでに掲げる情報に該当しないことから、不開示とすることは妥当である。

(3) 法第78条第1項第6号該当性について

審査会が、インカメラ審理により本件公文書の不開示とした箇所を見分したところ、学校と関係機関との協議による検討内容が記載されていることを確認した。

これらの情報を開示することとなると、実施機関において、今後の同種の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反発を懸念するあまり、記載内容が消極化・形骸化し、その結果、実施機関の適切な判断等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため、不開示とすることは妥当である。

(4) 法第78条第1項第7号該当性について

審査会が、インカメラ審理により本件公文書の不開示とした箇所を見分したところ、審査請求人等とのやりとりを契機とした関係機関との協議内容について記載されていることを確認した。

学校が児童虐待について把握した際は、関係機関又は関係者等との緊密な連携・協力体制が必要であることから、これらの関係機関等との信頼関係は極めて重要である。これらの情報を開示することは、関係機関又は関係者等との信頼関係の維持に重大な支障を及ぼすことが推察され、そのことにより、本件のみならず同種の案件について、必要な情報収集が困難となり、今後の業務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため、不開示とすることは妥当である。

3 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和6年 2月29日	実施機関から諮問を受けた。
令和7年 5月22日	事案の審議を行った。
令和7年 10月7日	事案の審議を行った。
令和7年 12月23日	事案の審議を行った。
令和8年 2月 5日	事案の審議を行った。
令和8年 3月19日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会（第二部会）委員名簿

（五十音順・敬称略）

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	

（令和7年8月31日まで）

氏名	役職名	備考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
中 坪 良 子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
綿 部 未 央	行政書士	

（令和8年3月19日現在）